入所申込時点で申込児童が"出生前”の場合にご提出ください。

令和９年度用

出産前申込に係る確認書

１．出産前申込は「４月１日付け入所申込」のみ可能です。

２．生後 57 日目以降受入れ可能な保育施設に限り、利用調整の対象となります。

３．入所可能な児童は、令和９年２月３日（水）以前の出生児です。令和９年２月４日（木）以降の出生児童は、入所できません。

４．利用調整の結果入所内定が出た場合でも、出生が令和９年２月４日（木）以降となった場合、内定を取り消しますが調整指数－３点は反映いたしません。

５．令和９年２月４日（木）以降に出生した場合でも、令和９年２月３日（水）以前に「内定の辞退」を行った場合は、次回の利用調整から－３点が反映されます。

６．「４」による内定取消を行った場合、改めて５月１日付けで利用調整いたします。
※申込情報に変更がない場合、５月１日付け以降の利用調整のための手続きはございません。
※５月１日付け以降の入所を希望しない場合は、申込の取下げ手続きを行ってください。

７．出産後、出産したお子さまの氏名及び生年月日を記した記載事項変更届を児童育成課へ提出してください。

狛江市長　宛て

申込児童分娩予定日	年　　月　　日

以上の説明を全て確認いたしました。

令和　　年　　月　　日

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿